

美術品納税猶予税額の計算書				被相続人			
この計算書は、寄託相続人に該当する人が特定美術品についての納税猶予税額（美術品納税猶予税額）を算出するために使用します。				寄託相続人			
私は、第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」に記載した特定美術品について租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けます。							
1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算							
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算							
① 寄託相続人の第8の5表の付表のA欄の金額（第8の5表の付表が2以上ある場合は、その合計額）						円	
② 寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）							
③ 寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（寄託相続人の第1表の（①＋②）（又は第3表の①欄）の金額）							
④ 控除未済債務額（①＋②－③）の金額（赤字の場合は0）							
⑤ 特定価額（①－④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）						,000	
⑥ 特定価額の20％に相当する金額（⑤×20％）（1,000円未満切捨て）						,000	
⑦ 寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（寄託相続人以外の者の第1表⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）						,000	
⑧ 基礎控除額（第2表の㊦欄の金額）						,000,000	
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤＋⑦－⑧）						,000	
⑩ 特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥＋⑦－⑧）						,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算							
⑪ 法定相続人の氏名		⑫ 法定相続分		特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
				⑬法定相続分に応ずる取得金額 （⑨×⑫）		⑭相続税の総額の基礎となる税額 （第2表の「速算表」で計算します。）	
				円		円	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
				,000		,000	
法定相続分の合計		1		⑮相続税の総額（⑬の合計額）		00	
(注) 1 ③欄の「第1表の（①＋②）」の金額は、寄託相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等について納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。							
2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。							
2 美術品納税猶予税額の計算							
① （寄託相続人の第1表の（⑬＋⑰－⑫））の金額						円	
② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額（1の⑰×1の⑤／1の（⑤＋⑦））							
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）							
a （②＋③－寄託相続人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）							
④ 特定価額の20％に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額（1の⑬×1の⑥／1の（⑥＋⑦））							
⑤ 特定価額の20％に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）							
b （④＋⑤－寄託相続人の第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）							
c 寄託相続人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は0）							
⑥ （①＋a－b－c）の金額（赤字の場合は0）							
⑦ （a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）							
⑧ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額（注2参照）							
イ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×イの特定美術品に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）						00	
ロ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×ロの特定美術品に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）						00	
ハ（特定美術品の名称）に係る美術品納税猶予税額（⑦×ハの特定美術品に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）						00	
⑨ 美術品納税猶予税額（⑦の金額（100円未満切捨て）（又は⑧の金額の合計額）（注3参照）						A 00	
(注) 1 c欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がある場合は、「第1表の⑩」の金額とします。							
2 ⑧欄について、特定美術品が1のみの場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑨欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「特定美術品に係る価額」とは第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」のA欄の金額をいいます。また、特定美術品が4以上ある場合は、適宜の用紙に特定美術品ごとの特定美術品に係る美術品納税猶予税額を記載し添付してください。							
3 ⑨欄のA欄の金額を寄託相続人の第8の8表2の「美術品納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、寄託相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑨欄のA欄の金額によらず、第8の7表の③欄の金額を寄託相続人の第8の8表2の「美術品納税猶予税額⑥」欄に転記します。							
4 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「a－b－⑥」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます（⑧及び⑨欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特定美術品（期限内申告において第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」に記入した特定美術品に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。							
※税務署整理欄		入力		確認			

※の項目は記入する必要がありません。

第8の5表（令和5年1月分以降用）